

大事な投票、忘れずに!



自分で決めます、自分の1票
みんなで決めます、みんなの代表



12月5日(日)は大崎町長選挙の投票日

大崎町長の任期満了（令和3年12月20日任期満了）に伴い、大崎町長選挙が12月5日（日）に行われます。

今度の選挙は、私たちの町政を任せる人を選ぶ重要な選挙であり、私たちが投票する選挙の中で最も身近な選挙のひとつです。

政治に参加する意識と、自分たちの町は自分たちで発展させていくという自覚を持って、明日の住みよい大崎町をつくりましょう。

- 選挙期日の告示日 11月30日（火）
- 立候補届出受付日時 11月30日（火）午前8時30分～午後5時
- 投票日 12月5日（日）午前7時～午後7時 ※一部の投票所は、午後6時まで
- 今回の町長選挙に投票できる人

令和3年8月29日までに大崎町に住民登録し引き続き住所を有する人であり、平成15年12月6日までに生まれた日本国民が投票できます。町外へ転出した人などは投票できません。

◆期日前投票もご利用ください。

仕事や旅行などで選挙の当日に投票できない方は、期日前投票で投票することができます。

大崎町役場 1階口ビー	12月1日（水）～12月4日（土） 午前8時30分～午後8時
野方支所	12月4日（土） 午前8時30分～午後6時

◆立候補予定者説明会を開催します

大崎町長選挙の立候補予定者に対する説明会を開催します。立候補を予定されている方は定刻までにご参集ください。

- 日時 10月22日（金）午後2時
 - 場所 中央公民館 1階 第3会議室
- ※当日は、印鑑をお持ちください。

詳しくは、大崎町選挙管理委員会にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

大崎町選挙管理委員会 ☎ 476-1111(204)

